

学校での事件・事故等発生時の対処マニュアルについて ～作成の考え方と具体的対応例～

1	危機管理の基本的な考え方	P 1
2	マニュアル作成上の留意点	P 1
3	事件・事故等発生時の課題例	P 2
4	マニュアルをより実効性のあるものにするために	P 2
5	具体的対応例	P 3
	(①発生に備える対応、②発生時の即時対応、③事後の対応)	
(1)	不審者等の学校侵入	P 3
(2)	登下校中の不審者被害	P 5
(3)	登下校中の交通事故	P 7
(4)	校内における重大負傷事故(遊具・転落事故等)	P 9
(5)	火災の発生	P 11
(6)	地震の発生【地震に伴う津波の発生を含む】	P 13
(7)	体育授業中の事故(水泳)	P 16
(8)	運動部活動中の事故	P 18
6	その他	P 20
	参考文献	P 20
	参考資料「ヒヤリ・ハット報告書(例)」	P 21

学校での事件・事故等発生時の対処マニュアルについて

～ 作成の考え方と具体的対応例 ～

熊本県教育庁体育保健課

平成13年6月に発生した大阪教育大学附属池田小学校における不審者の学校侵入児童殺傷事件は、児童8人が死亡、児童13人と教師2人が負傷する大惨事となった。この事件は、これまでの学校の安全神話を根底から覆し、学校の危機管理体制が強く問われる契機となった。

しかし、現在も社会状況や生活環境が激しく変化する中で、学校内外において、子どもの安全を脅かす事件・事故は後を絶たず、災害も多く発生している。そして、その中には子どもを標的とする事件や無差別殺傷事件など、新たな課題も生じており、その対策が求められている。

そのような中、平成21年4月1日に施行された学校保健安全法、第29条「危険等発生時対処要領の作成等」では、学校において危険等が発生した際に教職員が円滑かつ的確な対応を図るために危険等発生時対処要領を作成することが明記され、毎年度適切な見直しを行うことが求められている。

しかし、学校では、その作成を急ぐあまり、作成すること自体が目的となってしまう、実際には機能しない危険等発生時対処要領（以下「マニュアル」という。）も見受けられる。そこで、より有効で実効性のあるマニュアル作成のための基本的な考え方と具体的対応例を示した。各学校におけるマニュアル改善の参考資料として活用していただきたい。

1 危機管理の基本的な考え方

危機管理とは、人々の生命や心身等に危害をもたらす様々な危険が防止され、万が一事件・事故等が発生した場合には、被害を最小限にするために適切かつ迅速に対処することである。

子どもの安全を守るための取組を進めていくためには、安全な環境を整備し、事件・事故の発生を未然に防ぐための①事前の危機管理、事件・事故の発生時に適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑えるための②発生時の危機管理、危機が一旦収まった後、心のケアや授業再開など通常の生活の再開を図るとともに、再発の防止を図る③事後の危機管理があり、これら三段階の危機管理に対応して、安全管理と安全教育の両面から取組を行うことが求められている。このことを踏まえ、小・中・高・特別支援学校、各校種の特質や児童生徒数、職員数、施設設備、立地条件や地域の実情等を十分考慮して、それぞれの学校の実情に応じたマニュアルを作成し、教職員の研修や訓練等の充実を図ることにより実効性の高い危機管理を行うことが重要である。

2 マニュアル作成上の留意点

(1) 最悪の状況を想定すること

過去に発生した事例を教訓として、事件・事故発生時の指示や連絡方法、被害状況の把握及び救命措置、警察・消防等や地域との連携等、各学校の実態に合わせた想定を行う。

(2) 必要な対応、手順を明示すること

- ① 手順や役割分担を明示して、対応に習熟する必要がある。特に、混乱した状況の中では、児童生徒がとるべき行動を明確に指示することが重要となるため、管理職等への情報連絡経路及び伝達方法を明確にし、管理職及び養護教諭不在時の対応も予め定め、教職員に周知しておく。
- ② 状況によって、対応順序が変化したり、教職員の臨機応変な対応が求められる場合もあるため、マニュアルが絶対的なものではないということを理解しておく。

(3) 関係機関等の連絡先や必要物品の所在を明示すること

- ① 一刻をあらそう状況を想定し、警察・消防・医療機関等の緊急連絡先一覧を各所に備えたり掲示するなど、関係機関等へ速やかに連絡がとれるよう準備をしておく。
- ② 児童生徒や保護者等への連絡（非常時の連絡手段として携帯電話は有効であり、プライバシーに十分配慮のうえ、携帯電話番号を把握しておくことが望ましい。）にあっても同様である。
- ③ 医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、メガホン及びロープ等必要な防災用具は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。

(4) 関係機関等から助言を得ること

警察・消防・学校医等の専門的な立場からの意見を取り入れながらマニュアル作成を行うことが、関係機関等との連携を深めることに通じ、より実効性のあるマニュアルづくりが可能となる。

(5) 関係諸機関等との連携を図ること

作成したマニュアルを関係諸機関等に配布し、事件・事故等発生時の対応について共通理解を図り、連携した対応をとることが必要である。

(6) 訓練や研修を実施すること

作成されたマニュアルにより、教職員が共通理解のもとに適切で迅速な対応が取れるよう、マニュアルに基づいた訓練や研修を実施するとともに、その都度、見直しを行う必要がある。

3 事件・事故等発生時の課題例

(1) 学校安全の現状と教職員の危機管理意識に乖離がある。

(2) マニュアルに、担当者を割当てるケースが多いが、実際に事故・事件等発生時に担当者がその場におらず対応できない。

(3) マニュアルの内容について、全職員に実動可能なレベルでの周知が難しい。

(4) 事件・事故等発生時、緊急連絡の手段がない場合がある（インターホンの設置がない場合等）。

(5) 教職員がマニュアルを理解するだけでは、実際に適切かつ迅速な対応をとることは難しい。

(6) 緊急時に大勢の児童生徒が、安全かつ迅速に避難等の危険回避行動をとることは難しい。

(7) マニュアルを作成することが目的になってしまい、実際に作成したマニュアルが機能するのか訓練等を通して検証するなど、改善の取組をしていない。

4 マニュアルをより実効性のあるものにするために

(1) 全教職員が常に認識しておくべきこと（朝会や校内研修等で繰り返し確認する）

① 児童生徒は、一人一人がかけがえのない存在である。学校は保護者から子どもをあずかっており、無事に帰す責任がある。

② 事件・事故の発生に「まさか」はない。緊急事態は、いつでも、どこでも、だれの身にも起こる可能性がある。

③ 事件・事故等は発生すれば児童生徒に被害が及ぶ可能性が生じる。発生を未然に防ぐ取組こそ最善の策であり、その取組に妥協なく全力を注ぐ必要がある。

(2) マニュアルの作成にあたっては、作成委員会を設置し、なるべく多くの教職員が役割を分担して作成に関わり、作成委員会が統括する。なお、作成したマニュアルは全教職員で検討し周知する時間を確保するなどして、全職員がマニュアルの内容を十分理解する。

(3) 教職員や児童生徒の対応訓練等を、学校安全計画（組織活動）に位置付け、マニュアルに基づいて実施することで、教職員の危機対処能力及び児童生徒の危険回避能力の向上を図る。

(4) あらかじめ対応班の役割と担当者をマニュアルに位置付けておくが、緊急時には、校長等がその場の状況に応じて、対応可能な教職員を割当て直すことで適切かつ迅速な対応を行う。

(5) 緊急時における初動対応の重要性を踏まえ、教職員は屋内でも靴をはくなど、迅速な対応ができるよう準備しておく。

(6) 教職員は、常に連絡できる体制を作っておき、緊急時は管理職に第一報を迅速に入れることを徹底しておく。また、保護者や関係機関等にも緊急時における迅速な連絡を依頼しておく。

(7) 対応訓練の反省やヒヤリ・ハット報告書（参考資料参照）等を具体的に活かしてマニュアルの改善を随時図っていく。

(8) 毎年度、新たな体制づくりのためにマニュアルの再点検と共通理解を行う。

※ 具体的対応例には示していないが、各学校の実情により、担当者、緊急連絡先リスト、複数の避難経路及び避難場所を設定するなど、緊急時の状況に応じて選択して対応できるようにしておく。

5 具体的対応例

(1) 不審者等の学校侵入

① 発生に備える対応

ア 施設設備等環境

- (ア) 登下校時以外の時間帯は、出入り口を監視可能な門に限定し、原則門扉を閉めておく。
- (イ) 門から校舎への入口（受付）までの動線を明確にし、初めて来校する者にもわかるよう案内の看板を門の周辺等に標示する。
- (ウ) 受付には入校証を準備し、来校者には例外なく必ず着用させる。
- (エ) 植え込みを刈り込む等、見通しのきく学校環境を整備しておく。
- (オ) 各教室、事務室及び職員室等に防犯用具（さすまた等）を配備しておく。
- (カ) 特に門扉や扉に囲まれていない学校においては、校舎を防波堤とする必要があるため、各教室に内鍵を設置し、緊急時には施錠して不審者の侵入を一時的に食い止め、一次避難ができるようにしておく。
- (キ) 可能であれば、各教室等にインターホンや非常ベルを設置して、緊急通報ができるようにしておく。

イ 教職員

- (ア) 校長を中心に組織的な対応が適切かつ迅速にとれるよう、全職員がマニュアルを熟知することはもとより、マニュアルに基づいた対応訓練を実施し、事件等発生時は即時対応できるようにしておく。
- (イ) 入校証を着用していない来校者には、例外なく声をかけ、用件を尋ね、受付まで案内することや、対応は丁寧に行うものの、来校者から目を離さず、背中は見せないよう注意することなどを共通理解しておく。
- (ウ) 緊急対応の必要性から屋内でも靴をはくなど、迅速な対応ができるよう準備しておく。また、常に連絡できる体制を作っておき、緊急時には管理職に第一報を迅速にいれることを徹底しておく。
- (エ) 緊急避難時は、人員確認等のために授業担当者等が出席簿を持ち出すよう共通理解しておく。

ウ 児童生徒

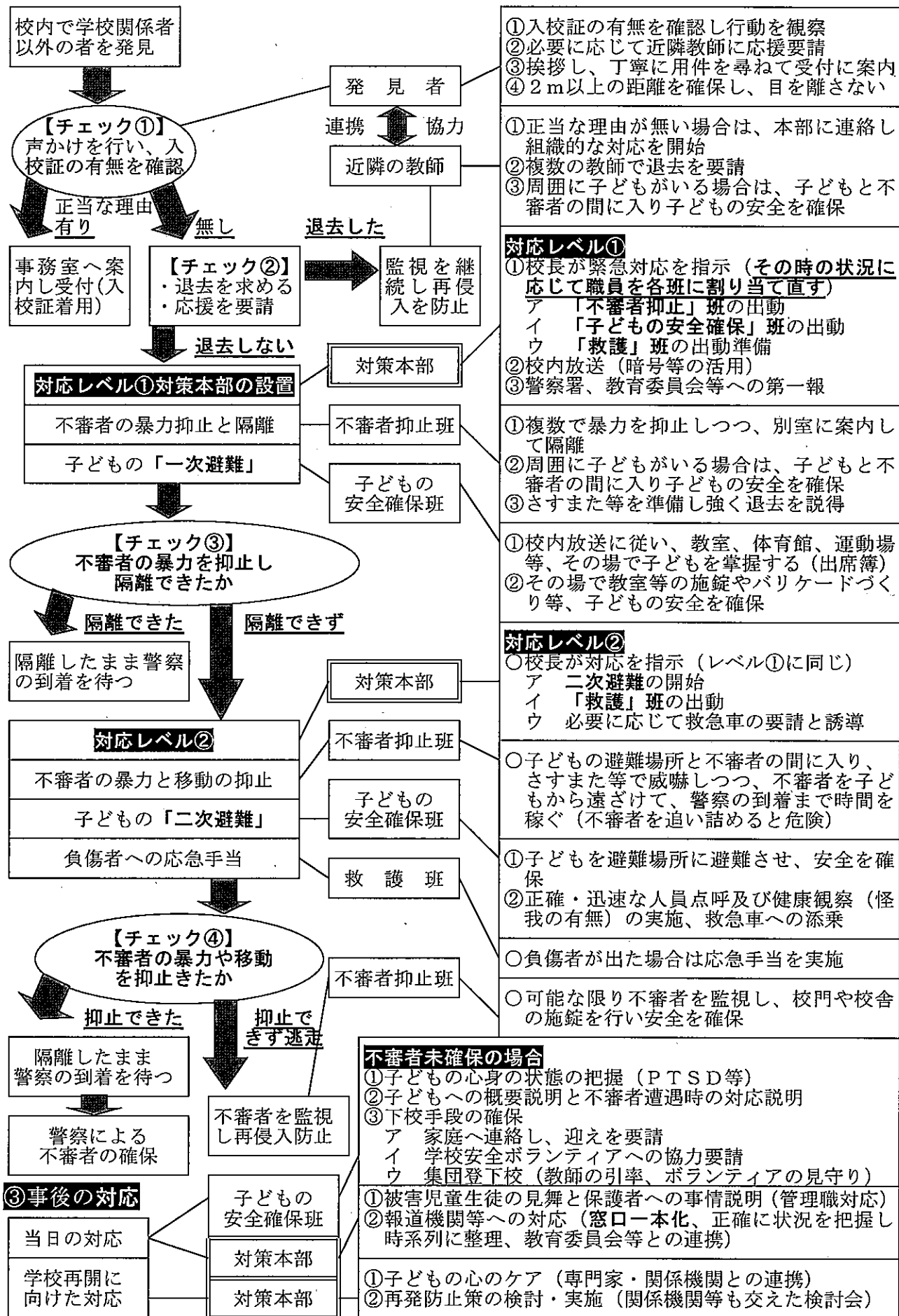
- (ア) 入校証未着用の来校者には、近づかず教職員に迅速に連絡するよう指導しておく。
- (イ) 防犯教室を実施し、突然不審者に遭遇した時の適切な対応を体験的に学習し、危険回避能力を高めておく。
- (ウ) 緊急放送の暗号等、内容によっては事前に指導しておく。
- (エ) 緊急避難時の心得として、「押さない、走らない、しゃべらない」を子どもたちに指導するとともに、避難訓練の実施を通して、避難指示の校内放送を正確に聴き、パニックに陥らずに、安全かつ迅速な避難ができるようにしておく。
- (オ) 避難場所に集合する際は、整列して着座し、人員点呼を正確・迅速に行うよう指導しておく。

エ 保護者や関係機関等

- (ア) 日頃から、学校安全に関する学校の方針や具体的取組を保護者をはじめ、広く地域に啓発し、理解と協力を求めておく。
- (イ) 地域の警察署、消防署及び関係機関・団体と学校安全に関する連絡協議会を開催し、情報交換を深める中で連携協力体制づくりに努める。
- (ウ) 子ども110番の家等に緊急時における児童生徒の保護を依頼しておく。
- (エ) 保護者への緊急連絡リストを作成しておく。

②発生時の即時対応

〔不審者等の学校侵入〕



(2) 登下校中の不審者被害

①発生に備える対応

ア 施設設備等環境

(ア) 通学路の安全点検を、時間帯及び季節等に留意して定期的を実施する。

(イ) 安全点検の結果、改善を必要とする状況がある場合は、自治体の関係部局や警察等関係機関に相談し、協力して改善を図る。

イ 教職員

(ア) 校長を中心に組織的な対応が迅速で的確にとれるよう、全職員がマニュアルを熟知することはもとより、マニュアルに基づいた対応訓練を実施し、事件等発生時は即時対応できるようにしておく。

(イ) 緊急対応の必要性から常に連絡できる体制を作っておき、緊急時には管理職に第一報を迅速に入れることを徹底しておく。

ウ 児童生徒

(ア) 次の点について、指導の徹底を図る。

- 通学路からそれない（近道、寄り道等を避ける）。
- 可能な限り複数で登下校する。
- 防犯ベルの常時携帯と定期点検の実施。
- 可能な限り日没までに帰宅する。

(イ) 子どもたちの手による通学路安全マップの作成や危険予測学習（入りやすく、見えにくい場所に留意）の実施により、危険予測・回避能力の向上を図る。

(ウ) 防犯教室を実施し、突然不審者に遭遇した時の適切な対応を体験的に学習し、危険回避能力を高めておく。

エ 保護者や関係機関等

(ア) 学校安全ボランティア等の協力を得て、登下校時の安全パトロールや見守り活動を実施し、地域ぐるみで子どもの安全確保に取り組む体制を構築しておく。

特に不審者事案等の発生率が高い下校時間帯の安全対策として、児童生徒が1人で下校しなければならない道路区間と下校時間帯の情報を学校安全ボランティア等に提供し、重点的に見守ってもらうよう依頼しておく。

(イ) 日頃から、学校安全に関する学校の方針や具体的取組を保護者をはじめ、広く地域に啓発し、理解と協力を求めておく。

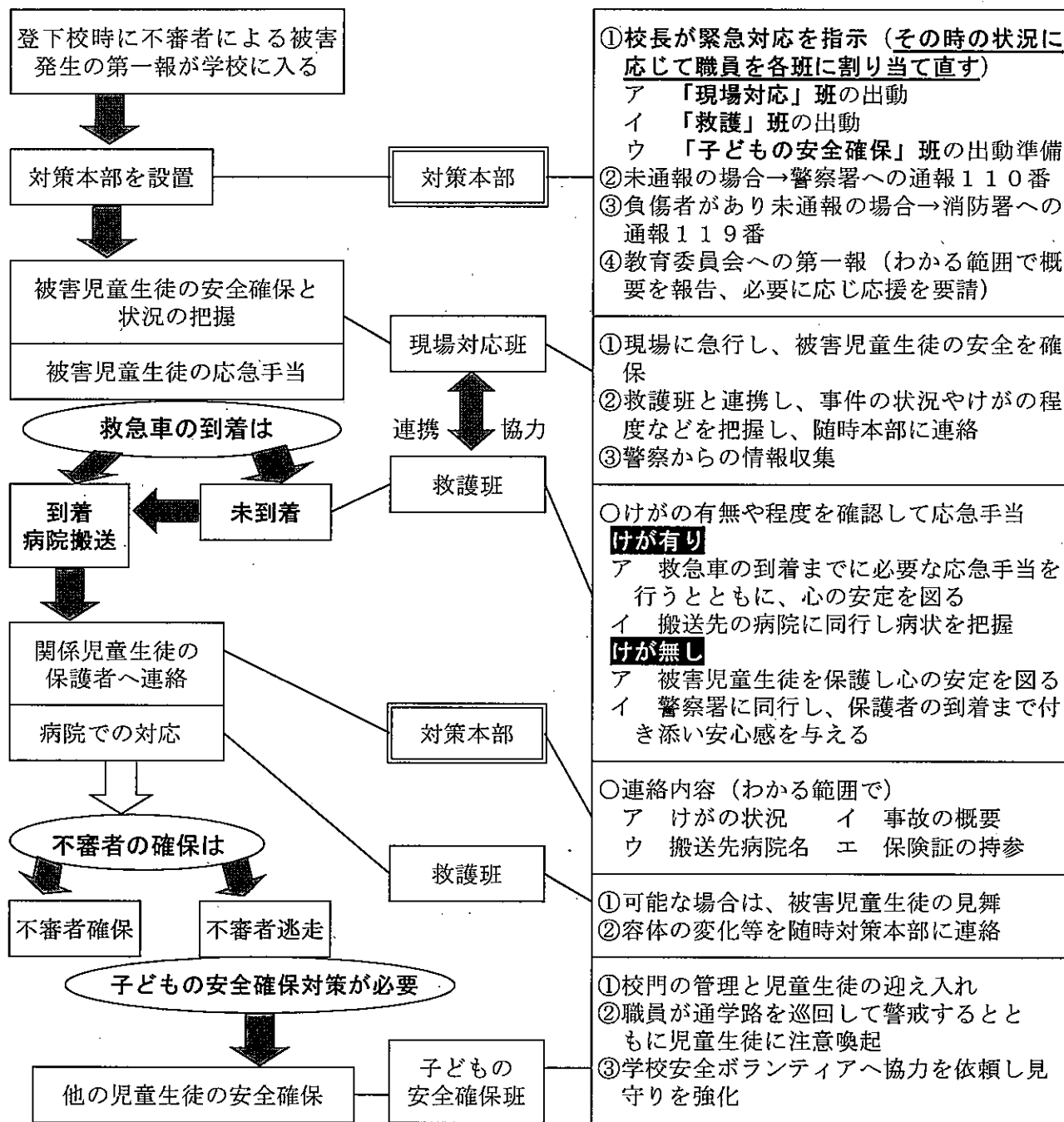
(ウ) 地域の警察署や関係機関・団体と、学校安全に関する連絡協議会を開催し、情報交換を深める中で連携協力体制づくりに努める。

(エ) 子ども110番の家等に緊急時における児童生徒の保護を依頼しておく。

(オ) 保護者への緊急連絡リストを作成しておく。

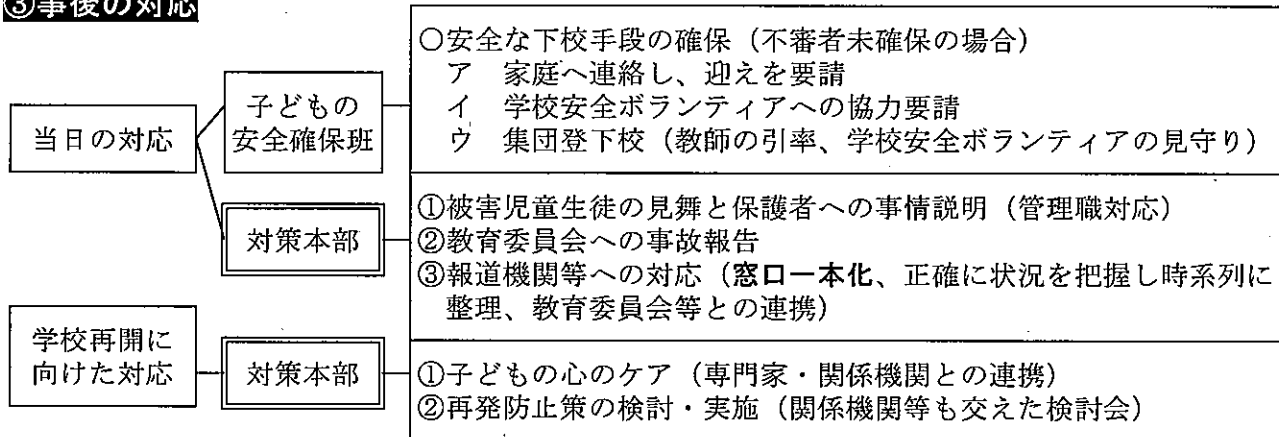
②発生時の即時対応

[登下校中の不審者被害]



- ①校長が緊急対応を指示（その時の状況に応じて職員を各班に割り当て直す）
 - ア 「現場対応」班の出動
 - イ 「救護」班の出動
 - ウ 「子どもの安全確保」班の出動準備
 - ②未通報の場合→警察署への通報110番
 - ③負傷者があり未通報の場合→消防署への通報119番
 - ④教育委員会への第一報（わかる範囲で概要を報告、必要に応じ応援を要請）
-
- ①現場に急行し、被害児童生徒の安全を確保
 - ②救護班と連携し、事件の状況やけがの程度などを把握し、随時本部に連絡
 - ③警察からの情報収集
-
- けがの有無や程度を確認して応急手当
 - けが有り**
 - ア 救急車の到着までに必要な応急手当を行うとともに、心の安定を図る
 - イ 搬送先の病院に同行し病状を把握
 - けが無し**
 - ア 被害児童生徒を保護し心の安定を図る
 - イ 警察署に同行し、保護者の到着まで付き添い安心感を与える
-
- 連絡内容（わかる範囲で）
 - ア けがの状況
 - イ 事故の概要
 - ウ 搬送先病院名
 - エ 保険証の持参
 - ①可能な場合は、被害児童生徒の見舞
 - ②容体の変化等を随時対策本部に連絡
-
- ①校門の管理と児童生徒の迎え入れ
 - ②職員が通学路を巡回して警戒するとともに児童生徒に注意喚起
 - ③学校安全ボランティアへ協力を依頼し見守りを強化

③事後の対応



(3) 登下校中の交通事故

①発生に備える対応

ア 施設設備等環境

- (ア) 通学路の安全点検を、時間帯、季節及び天候等に留意して定期的を実施する。
- (イ) 安全点検の結果、改善を必要とする交通施設等や周囲の状況がある場合は、自治体の関係部局や警察等関係機関に相談し、協力して改善を図る。

イ 教職員

- (ア) 校長を中心に組織的な対応が迅速で的確にとれるよう、全職員がマニュアルを熟知することはもとより、マニュアルに基づいた対応訓練を実施し、事故発生時は即時対応できるようにしておく。
- (イ) 教職員は緊急対応の必要性から常に連絡できる体制を作っておき、緊急時には管理職に第一報を迅速に入れることを徹底しておく。

ウ 児童生徒

- (ア) 次の点について、指導の徹底を図る。

- 交通ルールと交通マナーを遵守する。
- 安全確認を徹底する。
- 自転車運転時はヘルメット・反射材を着用するとともに、前照灯の早めの点灯を励行する。
- 自動車同乗時は全席シートベルト着用を徹底する。

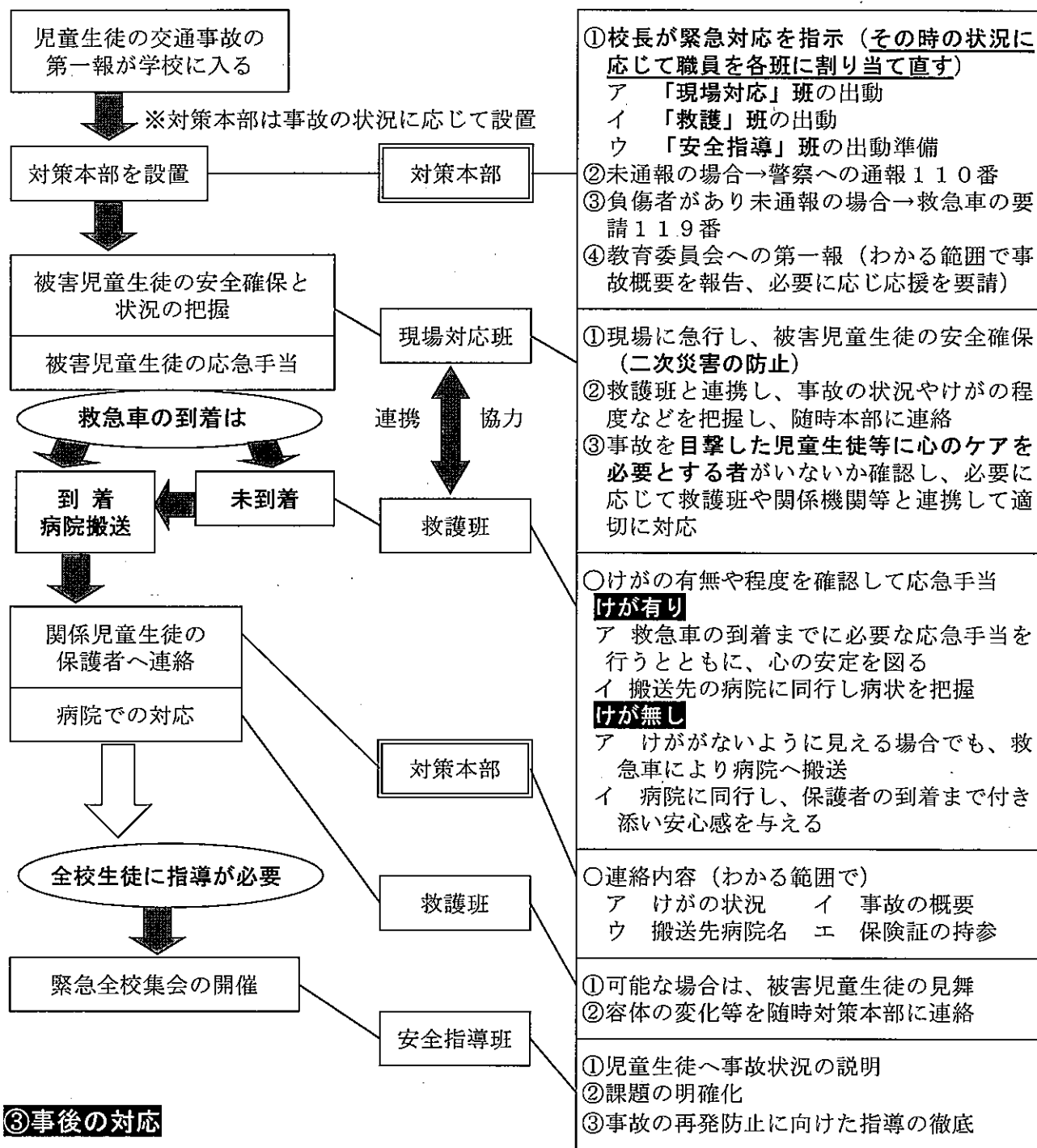
- (イ) 子どもたちの手による通学路安全マップの作成や危険予測学習を実施し、危険予測・回避能力の向上を図る。
- (ウ) 交通安全教室を実施し、実際に適切な道路歩行や自転車の安全運転について体験的に学習し危険回避能力を高めておく。
- (エ) 自転車等の安全点検を実施し、整備不良による事故を防止する。

エ 保護者や関係機関等

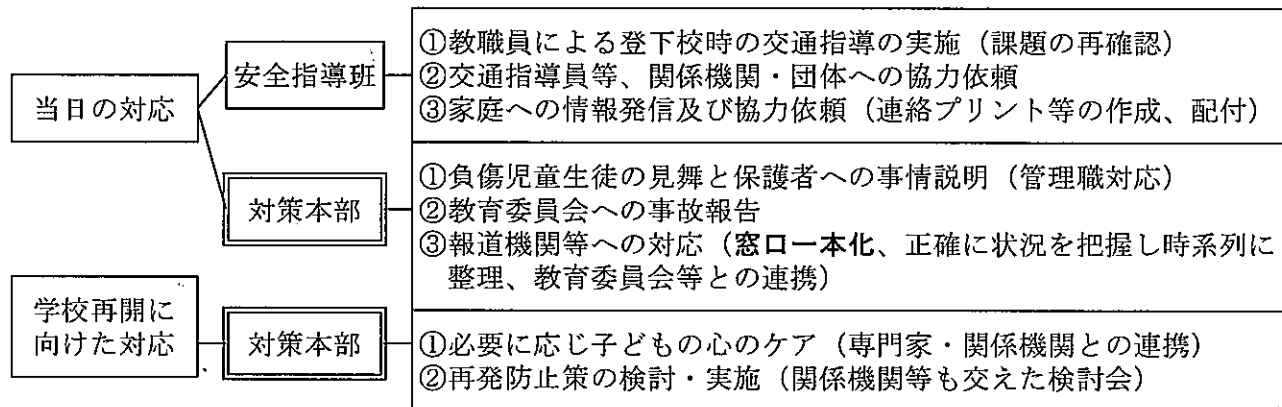
- (ア) 保護者や地域住民及び地域の交通指導員等の協力を得て、登下校時の交通安全指導を実施し、地域ぐるみで子どもの交通安全に取り組む体制を構築しておく。
- (イ) 日頃から、安全に関する学校の方針や具体的取組を保護者をはじめ、広く地域に啓発し、理解と協力を求めておく。
- (ウ) 地域の警察署、消防署及び関係機関・団体と、安全に関する連絡協議会を開催し、情報交換を深める中で連携協力体制づくりに努める。
- (エ) 保護者に、事故発生時の学校への緊急連絡を依頼しておく。
- (オ) 保護者への緊急連絡リストを作成しておく。

②発生時の即時対応

[登下校中の交通事故]



③事後の対応



(4) 校内における重大負傷事故（遊具・転落事故等）

①発生に備える対応

ア 施設設備等環境

(ア) 定期、臨時、日常の安全点検を次のことに留意して確実に実施する。

- 子どもの多様な行動を踏まえ、可能な限り子どもの行動を再現するなどして子どもの目線で安全点検を実施するとともに、地震等、自然災害を想定した安全点検を行う。
- 施設設備の腐食・腐朽、変形、摩耗、部材の消失などに注意し、目視、触診、聴診、揺動診等の方法を用いて異常や危険の有無を調べる。
- 危険箇所が発見された場合は、速やかに危険物の除去や危険箇所の修繕を行う。
- すぐに改善を図ることが難しい場合は、危険防止の応急措置を行った上で、危険箇所の明示、立ち入りや使用を制限するなどして確実に安全確保を図る。
- 学校だけで改善ができない場合は、設置者である教育委員会に申し出て改善を図る。

(イ) 遊具の安全点検を実施する場合は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」(H20年8月改訂版：国土交通省)及び「遊具の安全に関する基準JPFAS:2002」(H20年8月改訂版：社団法人日本公園施設業協会)を参考に実施する。

(ウ) 遊具等施設設備に、適切な使用方法を標示するなどして安全利用がなされるようにしておく。

イ 教職員

(ア) 校長を中心に組織的な対応が迅速で的確にとれるよう、全職員がマニュアルを熟知することはもとより、状況に応じた対応訓練（救急法等を含む）を実施し、事故発生時は即時対応できるようにしておく。

(イ) 小学校では休み時間、中・高等学校では部活動中の事故が多く発生してしていることから、休み時間中の見守りや適切な部活動指導等（「部活動指導の手引き：平成19年3月県教育委員会」を参照）を心掛ける。

(ウ) ヒヤリ・ハットした経験をそのままにせず、「ヒヤリ・ハット報告書」を作成し、事故の未然防止策を検討し実施する。

(エ) 「安全な学校生活のためのルール」を児童生徒とともに作成し、周知徹底を図る。

(オ) 児童生徒の良好な情緒・健康状態を維持するため、健康観察の励行と、それに基づく健康相談を積極的に実施する。

(カ) 緊急対応の必要性から屋内でも靴をはくなど、迅速な対応ができるよう準備しておく。また、常に連絡できる体制を作っておき、緊急時には管理職に第一報を迅速に入れることを徹底しておく。

(キ) 特に高所からの転落等、頭部打撲や脊髄損傷が疑われる場合は、頭部及び脊柱部を保護し、原則としてその場から動かさず応急手当を救急隊の到着まで続けることを共通理解しておく。

ウ 児童生徒

(ア) 次の点について、指導の徹底を図る。

- 「安全な学校生活のためのルール」を定め遵守する。
- 校内で事故等を発見した場合は、速やかに職員に届ける。
- 危険箇所を発見した場合は、その施設設備を使用せず速やかに職員に届ける。

(イ) 遊具等施設設備の使用については、児童等に対し、安全な使用方法を具体的に指導して適切な使用がなされるようにしておく。

(ウ) 子どもたちの手による校内安全マップの作成や危険予測学習を実施することにより、危険予測・回避能力の向上を図る。

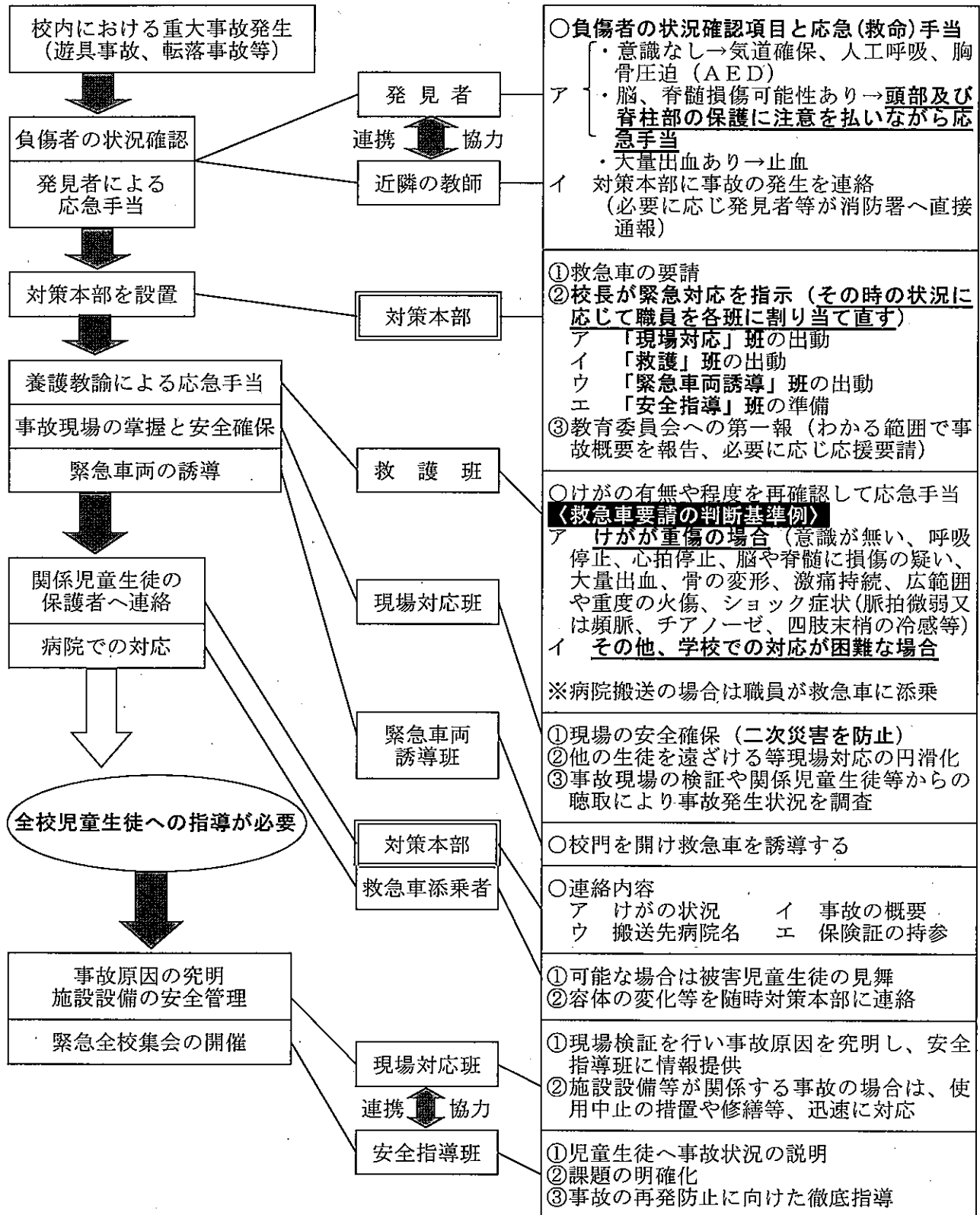
エ 保護者や関係機関等

(ア) 日頃から、学校安全に関する学校の方針や具体的取組を保護者をはじめ、広く地域に啓発し、理解と協力を求めておく。

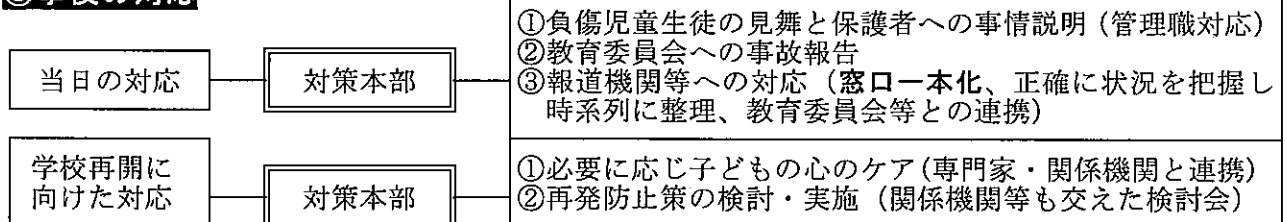
(イ) 保護者への緊急連絡リストを作成しておく。

②発生時の即時対応

[校内における重大負傷事故（遊具・転落事故等）]



③事後の対応



(5) 火災の発生

① 発生に備える対応

ア 施設設備等環境

- (ア) 発火の可能性がある油類や薬品類等の管理は、火元責任者を中心に厳重に行うとともに、火気を使用する特別教室等の火気点検を日常的に実施する。
- (イ) 定期の安全点検はもとより、日常の安全点検を励行して物品の整理整頓に努め、火の気のある場所に燃えやすいものをおくことや避難経路を物品等がふさぐことがないように常に留意しておく。
- (ウ) 消火器、非常ベル、スプリンクラー、火災感知器及び防火扉等の非常設備が正常に作動するか、定期的に点検を行い確認しておく。
- (エ) 緊急時に消防車等、緊急車両の進入を妨げないよう、校内の駐車、駐輪等については、駐車帯等を明確にし整理・整頓しておく。

イ 教職員

- (ア) 校長を中心に組織的な対応が迅速で的確にとれるよう、全職員がマニュアルを熟知することはもとより、状況に応じた対応訓練（救急法等を含む）を実施し、火災発生時は即時対応できるようにしておく。
- (イ) 消火器や非常ベルの設置位置を把握しておく。
- (ウ) 緊急対応の必要性から屋内でも靴をはくなど、迅速な対応ができるよう準備しておく。また、常に連絡できる体制を作っておき、緊急時には管理職に第一報を迅速に入れることを徹底しておく。
- (エ) 緊急時の人員確認のために授業担当者等が出席簿を持ち出すよう共通理解しておく。
- (オ) 緊急時に持ち出す必要がある重要書類はまとめて保管し、迅速な搬出ができるようにしておく。

ウ 児童生徒

「火災発生時の心得」として、次の点について指導の徹底を図る。

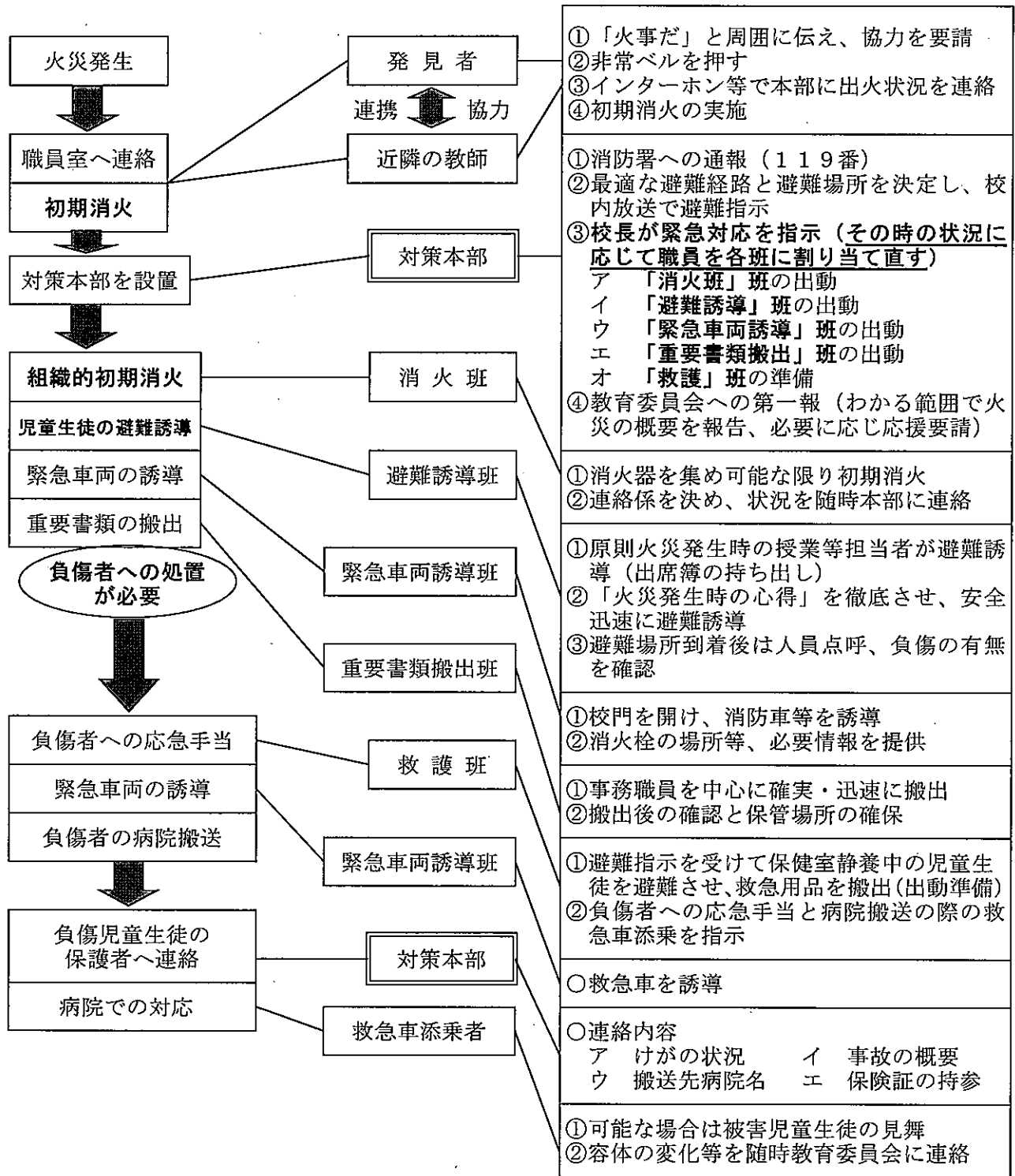
- 火災を発見したら、非常ベルを押し、迅速に教職員に連絡する。
- 避難指示の校内放送を正確に聴き、避難経路、避難場所を確認する。
- 教室等の窓や戸は閉めて上靴のまま避難する。
- 特に屋内では、「押さない、走らない、しゃべらない」避難態度に徹する。
- パニックに陥らずに安全・迅速に避難する。
- 煙が充満している場合は、ハンカチ等を口に当て、姿勢を低くして避難する。
- 集団から離れて逆戻りしない。
- 防煙対策のためハンカチを常時携帯する。
- 避難場所に集合する際は、整列して着座し、人員確認を正確・迅速に行う。

エ 保護者や関係機関等

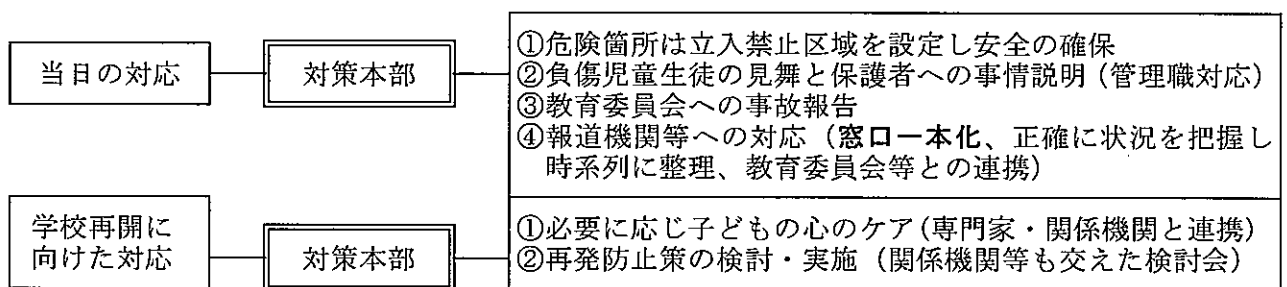
- (ア) 日頃から、学校安全に関する学校の方針や具体的取組を保護者をはじめ、広く地域に啓発し、理解と協力を求めておく。
- (イ) 保護者への緊急連絡リストを作成しておく。

②発生時の即時対応

[火災の発生]



③事後の対応



(6)地震の発生【地震に伴う津波の発生を含む】(在校時)

①発生に備える対応

ア 施設設備等環境

- (ア) 地震を想定して、施設設備や物品等の転倒や落下の危険があるものについては、**固定や補強、設置場所の転換**をするなど安全対策（特に保健室や理科室等の薬品の破損・落下・漏出防止策）を講じておく。
- (イ) 地震を想定した**安全点検**の実施により地震発生時の安全確保に努めるとともに、日常的に整理整頓に努め、**高所に物を置かない、避難経路を物品等でふさがらない**ことなどに常に留意しておく。（避難場所及び避難経路の安全点検を定期的実施しておく。）
- (ウ) 消火器、非常ベル、スプリンクラー、火災感知器及び防火扉等の非常設備が正常に作動するか、定期的に点検を行い確認しておく。
- (エ) 緊急時に消防車等、緊急車両の進入を妨げないよう、校内の駐車、駐輪等については、駐車帯等を明確にし整理・整頓しておく。
- (オ) 緊急時の情報収集のための携帯ラジオや携帯テレビ等を準備しておく。

イ 教職員

- (ア) 校長を中心に組織的な対応が迅速で的確にとれるよう、**全職員がマニュアルを熟知**することはもとより、状況に応じた**対応訓練（救急法等を含む）**を実施し、地震発生時は**即時対応**できるようにしておく。
- (イ) 消火器や非常ベルの設置位置を把握しておく。
- (ウ) 緊急対応の必要性から**屋内でも靴をはくなど、迅速な対応ができるよう準備**しておく。また、常に連絡できる体制を作っておき、緊急時には**管理職に第一報を迅速に入れること**を徹底しておく。
- (エ) 緊急時の人員確認のために授業担当者等が**出席簿を持ち出すよう共通理解**しておく。
- (オ) 緊急時に持ち出す必要がある**重要書類**はまとめて保管し、**迅速な搬出**ができるようにしておく。

ウ 児童生徒

「地震発生時の心得」として、次の点について指導の徹底を図る。

強い揺れを感じたら

- 屋内にいる場合は、慌てて屋外に飛び出さず、落下物や倒壊による被害を避けるため棚、ロッカー、窓ガラス等から離れ、机の下等にもぐり込むか、「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所に避難する。動ける余裕がある場合は、**避難路を確保**するため戸を開けておく。なお、屋外にいる場合は、校舎や塀、倒壊する可能性の高い工作物などから離れて姿勢を低くする。

強い揺れがおさまったら

- 火気使用の場合は直ちに消火し、ガスの元栓を閉め、電気器具のコンセントを抜く。
- 避難指示の校内放送を正確に聴き、避難経路、避難場所を確認する。
- 特に屋内では、「押さない、走らない、しゃべらない」避難態度に徹し、上靴のまま避難する。
- パニックに陥らずに安全・迅速に避難する。
- 集団から離れて逆戻りしない。

【津波被害が想定される地域での対応】

- あらかじめ設定してある避難場所（安全な場所）へ避難する。（情報収集により、さらに2次避難場所へ避難する。）
- 強い地震又は弱い地震でも長い時間の揺れを感じた時は、**すぐに避難**する。
- 警報、注意報が解除されるまでは避難場所にとどまる。

火災が発生したら

- 火災を発見したら、非常ベルを押し、迅速に教職員に連絡する。
- 煙が充満している場合は、ハンカチ等を口に当て、姿勢を低くして避難する。
- 防煙対策のためハンカチを常時携帯する。

避難場所に到着したら

- 避難場所に集合する際は、**整列して着座し、人員確認を正確・迅速**に行う。

エ 保護者や関係機関等

- (ア) 日頃から、学校安全に関する学校の方針や具体的取組を保護者をはじめ、広く地域に啓発し、理解と協力を求めておく。
- (イ) 地域の消防署や関係機関・団体と学校安全に関する連絡協議会を開催し、情報交換を深める中で連携協力体制づくりに努める
- (ウ) 保護者への緊急連絡リストを作成しておく。
- (エ) 災害発生後に安全が確保された場合、児童生徒を引き渡す方法等については、保護者に周知しておく。

オ 事前に想定しておくべきこと

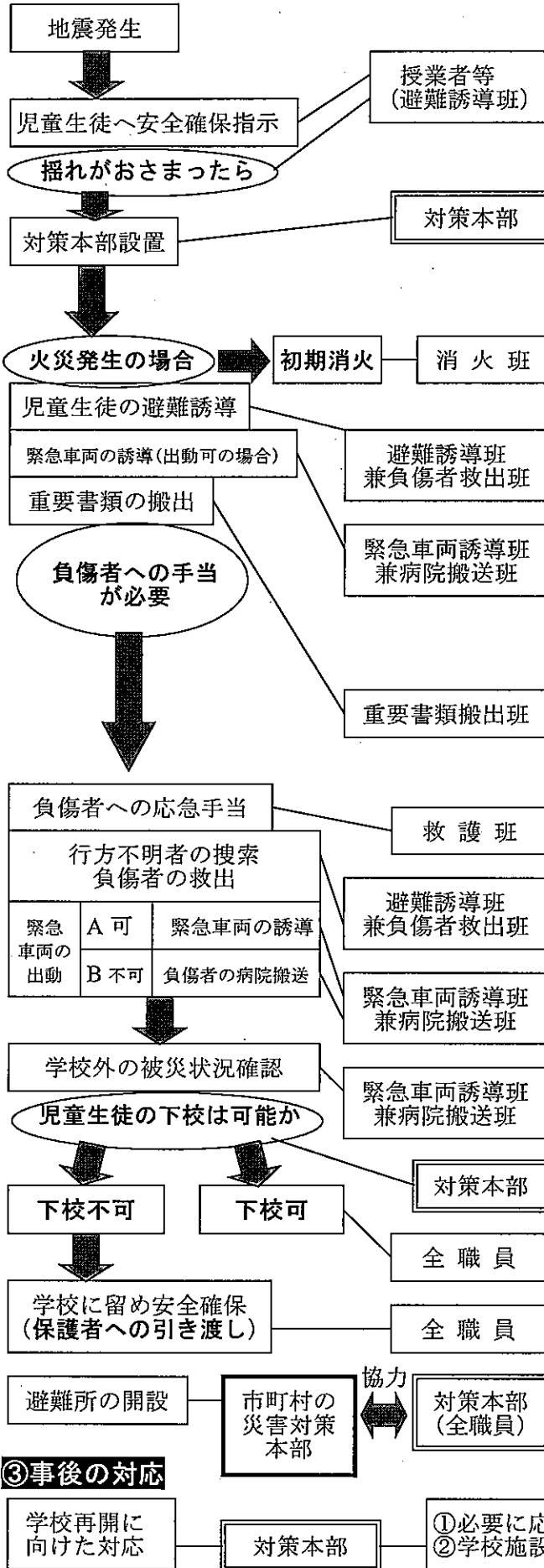
- (ア) 大地震発生時に起こる状況（阪神・淡路大震災及び東日本大震災の状況から）

○建物の倒壊 ○火災の発生 ○消防車と救急車は呼んでも来ない ○現場に医師はいない
○死傷者多数 ○電気、水道、ガス等ライフラインが止まる ○県下全域が同じ状況
○被災地外からの救援は24時間以上先 ○津波 ○土砂災害 ○情報が得られない

- (イ) 大地震発生直後に学校や市民に求められること

○負傷者の救出と搬送 ○重病者の病院搬送 ○初期消火 ○救護所・避難所の立ち上げ
○応急処置 ○飲料水の確保

②発生時の即時対応



- 「地震発生時の心得」に従い、大声で指示し、児童生徒の安全を確保
 - 負傷者や出火等の情報があれば迅速に本部へ連絡
- ①最適な避難経路と避難場所を決定し、校内放送で避難指示
 - ②消防署への通報（119番）
 - ③校長が緊急対応を指示（その時の状況に応じて職員を各班に割り当て直す）
 - ア 「消火」班の出動
 - イ 「避難誘導」班の出動
 - ウ 「緊急車両誘導」班の出動
 - エ 「重要書類搬出」班の出動
 - オ 「救護」班の準備
 - ④教育委員会への第一報（わかる範囲で被害の概要を報告、必要に応じ応援要請）
- ①消火器を集め可能な限り初期消火を実施
 - ②連絡係を決め、状況を随時本部に連絡
- ①原則地震発生時の授業等担当者が避難誘導（出席簿の持ち出し）
 - ②「地震発生時の心得」を徹底させ、安全迅速に避難
 - ③避難場所到着後は人員点呼、負傷の有無を確認、負傷者を救護班へ搬送
- 【津波が想定される地域での対応】**
- 安全な避難場所への避難
 - 情報収集（携帯ラジオ等）により、場合によっては2次避難場所への避難
- ①校門を開け、消防車等を誘導
 - ②消火栓の場所等、必要情報を提供
- ①事務職員を中心に可能な限り搬出
 - ②搬出後の確認と保管場所の確保
- ①避難指示を受けて保健室静養中の児童生徒を避難させ、救急用品を搬出（出動準備）
 - ②負傷者多数の場合、重傷度、緊急度を考慮して応急手当、病院への搬送の指示
- ①行方不明者の捜索
 - ②負傷者の救出と救護班への搬送
- { A 救急車等を誘導
 - B 緊急搬送の必要な負傷者を病院搬送
- 道路、橋、建物等、校区内の被災状況を確認し、対策本部に報告
- 被災情報から児童生徒の下校可否を判断
 - (可) 可能な限り職員が引率し児童生徒は集団下校
 - (不可) 児童生徒の安全確保と保護者連絡
- ①災害対策本部に協力し、使用可能な学校施設・設備の確認と使用準備
 - ②校内使用制限区域の表示等
- 災害対策本部の指示に従い、避難所の運営に協力（関係機関、団体との協力）
- ①必要に応じ子どもの心のケア（専門家・関係機関と連携）
 - ②学校施設・設備の復旧 ③教育課程の再編成

③事後の対応

(7) 体育授業中の事故（水泳）

①発生に備える対応

ア 施設設備等環境

(ア) 定期、臨時、日常の安全点検を次のことに留意して確実に実施する。

- 子どもの多様な行動を踏まえ、可能な限り子どもの行動を再現するなどして子どもの目線で安全点検を実施する。
- 施設設備の腐食・腐朽、変形、摩耗、部材の消失などに注意し、目視、触診、聴診、揺動診等の方法を用いて異常や危険の有無を調べる。
- 危険箇所が発見された場合は、速やかに危険物の除去や危険箇所の修繕を行う。
- すぐに改善を図ることが難しい場合は、危険防止の応急措置を行った上で、危険箇所の明示、立ち入りや使用を制限するなどして確実に安全確保を図る。
- 特にプールの排（環）水口等については、蓋の確実な固定等、安全管理には十分留意する。
- 学校だけで改善ができない場合は、設置者である教育委員会に申し出て改善を図る。
- 詳細については、プールの安全標準指針（H19.4.9教体第49号）を参照のこと。

イ 教職員

(ア) 校長を中心に組織的な対応が迅速で的確にとれるよう、全職員がマニュアルを熟知することはもとより、状況に応じた対応訓練（救急法等を含む）を実施し、事故発生時は即時対応ができるようにしておく。

(イ) 熱中症・落雷・暴風・光化学スモッグ等による事故（健康被害）の防止については、「(8) 部活動中の事故」を参照のこと。

(ウ) 事故発生時に、プールから速やかに職員室や医療機関等への連絡ができる体制を整えておく。

(エ) プールにおける水泳指導に当たっては、次の点に留意する。

- 児童生徒の実態に即した指導計画を立て、個々の能力や適性に応じた指導を行う。
- 水温、気温などの気象条件や時間帯を考慮するとともに、児童生徒の健康状態を把握し、個々の体調に配慮した指導を行う。
- 指導者と学習者相互による安全対策のため、2人1組のボディシステムを活用したり、見学している児童生徒に補助的な監視者としての役目を与える。また、可能な範囲で複数の指導者による監視を行う。
- 小・中学校においては、水中からのスタートを指導するものとする。高等学校においては、中学校の指導内容を踏まえ、スタート台の有無にかかわらず、段階的な指導をより徹底するとともに、必ず指導者の監督の下で行わせる。なお、スタート側端壁前方6.0mまでの水深が1.35m未満のプールは、スタート台を使用しない。
- 救急用品やAED等、緊急時の対応に必要なものをプールに準備しておく。
- 特に児童生徒が頭から飛び込んだ直後に動かなくなった場合は、頸椎（髄）損傷が予想されるため、次の対応をとるよう共通理解しておく。
 - ・頭部と脊柱が一直線になるよう体位を保ちながら複数で迅速に水中から救助する。
 - ・プールサイドに移した後は、頭部の保護に注意を払いつつ、必要に応じて心肺蘇生法等、必要な救命手当を行う。
 - ・救命手当は、救急隊の到着まで続ける。

(オ) ヒヤリ・ハットした経験をそのままにせず、「ヒヤリ・ハット報告書」を作成し、事故の未然防止策を検討し実施する。

ウ 児童生徒

(ア) 次の点について、指導の徹底を図る。

- プールの安全使用上の留意点を具体的に示した「プール使用上の心得」を定め、遵守する。
- プールで事故を発見した場合は、速やかに指導者等に届ける。
- 危険箇所を発見した場合は、その施設設備を使用せず速やかに指導者等に届ける。

(イ) スタート台の使用をはじめ、プール施設設備の使用については、児童生徒に対し、使用の是非や安全な使用方法を具体的に指導しておく。

エ 保護者や関係機関等

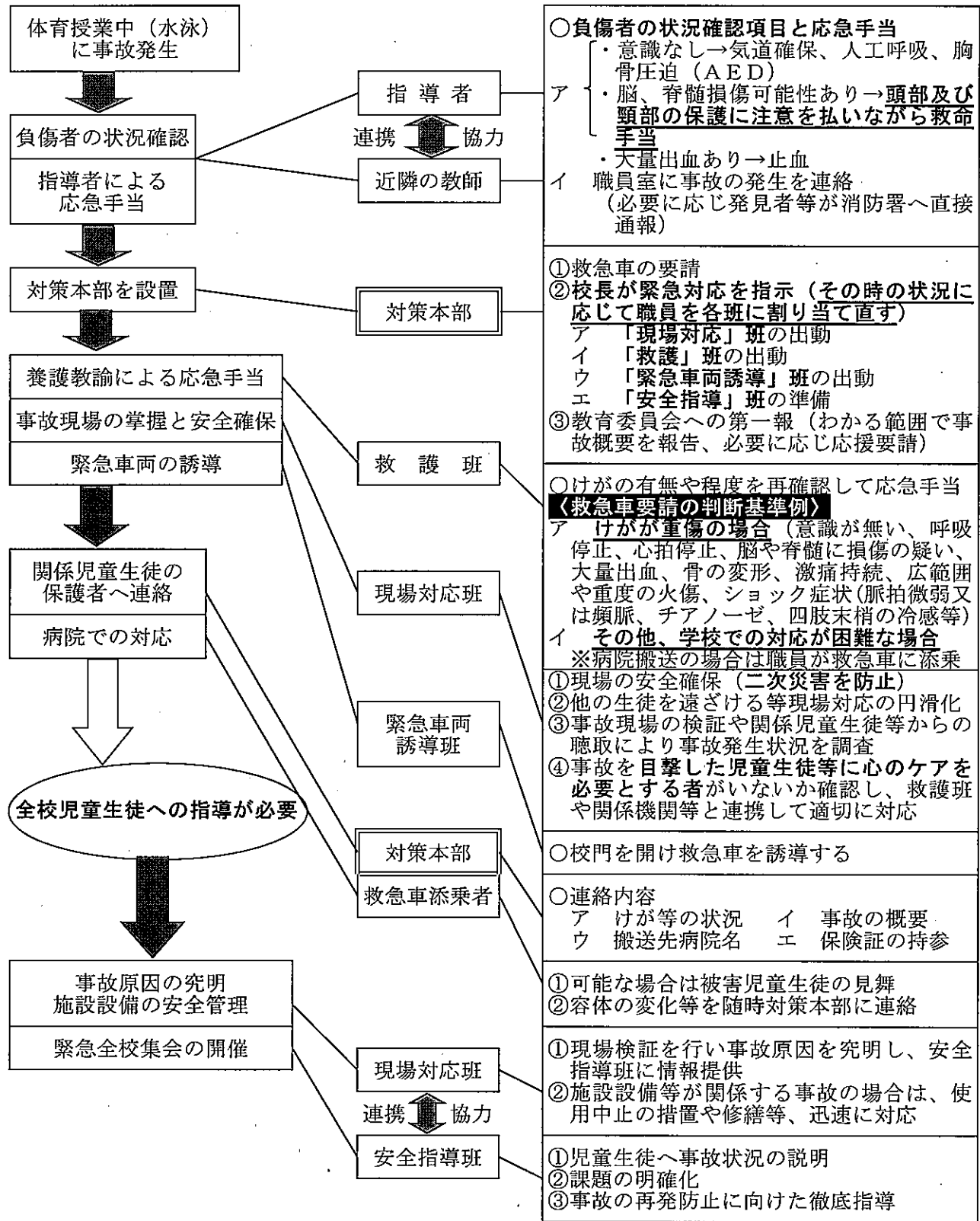
(ア) 日頃から、学校安全に関する学校の方針や具体的取組について、保護者をはじめ広く地域に啓発し、理解と協力を求めておく。

(イ) 保護者への緊急連絡リストを作成しておく。

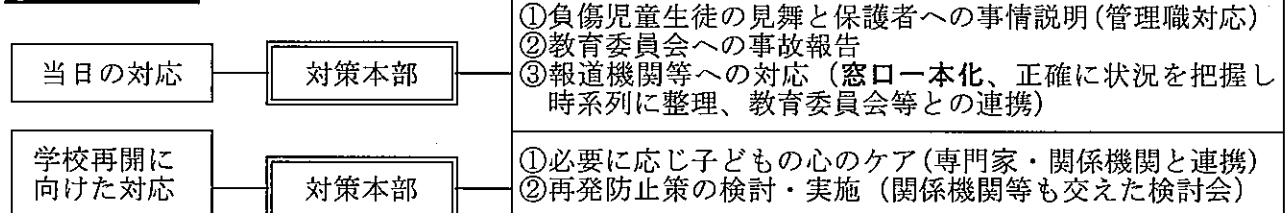
(ウ) プールをPTAや他団体に利用させる場合は、その責任者と指導や管理等について事前に十分な打合せを行うこと。

②発生時の即時対応

[体育授業中の事故（水泳）]



③事後の対応



(8) 運動部活動中の事故

①発生に備える対応

ア 施設設備等環境

(ア) 定期、臨時、日常の安全点検を次のことに留意して確実に実施する。

- 運動種目の特性を踏まえ、施設設備の腐食・腐朽、変形、摩耗、部材の消失などに注意し、目視、触診、聴診、揺動診などの方法を用いて異常や危険の有無を調べる。また、サッカーゴール等については、杭などを用いて確実に固定を行う。
- 危険箇所が発見された場合は、速やかに危険物の除去や危険箇所の修繕を行う。
- すぐに改善を図ることが難しい場合は、危険防止の応急措置を行った上で、危険箇所の明示、立ち入りや使用を制限するなどして確実に安全確保を図る。
- 学校だけで改善ができない場合は、設置者である教育委員会に申し出て改善を図る。

イ 教職員

(ア) 校長を中心に組織的な対応が迅速で的確にとれるよう、全職員がマニュアルを熟知することはもとより、状況に応じた対応訓練(救急法等を含む)を実施し、事故発生時は即時対応できるようにしておく(管理職への緊急連絡体制の徹底を含む)。

(イ) 部活動の指導に当たっては、次の点に留意する。

- 複数の指導者を配置するなど指導・監督体制を整え、安全管理の徹底を図る。
- 児童生徒の実態に即した活動計画を立案し、運動の特性を踏まえて学年差や個人差に配慮した段階的な指導を行う。
- 健康観察を励行し、常に健康状態の把握に努めるとともに、体調が不十分な児童生徒に対しては無理をさせず、活動内容の制限や休ませる等の適切な判断を行う。
- 既往症があるなど、運動の実施に配慮を要する児童生徒については、医師の指示に従うとともに、関係職員や保護者等と連携を密にして、可能な範囲で指導を行う。
- 安全上特に配慮を要する運動種目や新しい内容(技)及び難易度の高い技術練習の際には、必ず指導者が立ち会い、安全に配慮したレベルや方法で活動させる。
- 救急用品等、緊急時の対応に必要なものを常に準備しておくとともに、AEDの保管場所を把握しておく。
- 頭部を強打したり脊髄損傷が疑われる場合は頭部及び脊柱部の保護に注意を払い、原則としてその場から動かさずに応急手当を救急隊の到着まで続ける。
- 熱中症事故の防止について、次の点を共通理解しておく。
 - ・ 気温や湿度が高い環境下での運動は、なるべく涼しい時間帯に行い、長時間にわたり活動させる場合は、こまめに休憩(目安は30分に1回)をとり、水分補給(0.2%程度の食塩水又はスポーツドリンク)を行わせる。
 - ・ 服装は、可能であれば軽装で素材は吸湿性、通気性のよいものにさせる。屋外では帽子を着用させ、防具等を付けている場合は、休憩中に外したり緩めたるするなど熱の放散を促すようにさせる。
 - ・ 暑さへの耐性は、個人差が大きいため、肥満傾向の人や暑さに慣れていない人、また、体調が悪い場合などは活動時間や運動量等に配慮し、無理をさせない。
- 落雷・暴風による事故の防止について、次の点を共通理解しておく。
 - ・ 屋外での活動では、事前に気象情報を確認するとともに、天候急変などの場合は躊躇することなく活動計画の変更・中止等の適切な判断を迅速に行う。
 - ・ 厚い黒雲は雷雲接近の可能性を示しており、雷鳴がかすかでも聞こえたらすぐ安全な場所(鉄筋コンクリートの建物、自動車等の内部)に避難させる。
 - ・ 雷活動が止んで20分以上経過後、新しい雷雲に注意しながら屋外に出す。
- 光化学スモッグによる事故(健康被害)防止について、次の点を共通理解しておく。
 - ・ 【注意報発令】 できるだけ屋外での運動を避け、室内に入れる。目やのどに刺激を感じた者には洗眼、うがいをさせる。
 - ・ 【警報発令以上】 屋外での運動を中止して屋内に入り、窓を閉鎖する。目やのどに刺激を感じた者には洗眼、うがいをさせる。

ウ 児童生徒

次の点について、指導の徹底を図る。

- 日常的に児童生徒が自身の健康・安全に留意し、適切に管理できるようにする。また、心身に不調を感じた場合は、躊躇なく指導者に申し出て休むよう習慣づける。
- 活動前には各自運動用具の安全点検を励行し、事故防止に努める。
- 運動を行う際は、準備・整理運動を入念に行わせるとともに、水分補給については、各自の体調や運動量に応じて適宜行うようにする。
- 活動中に事故が発生した場合には、速やかに指導者に連絡する。

エ 保護者や関係機関等

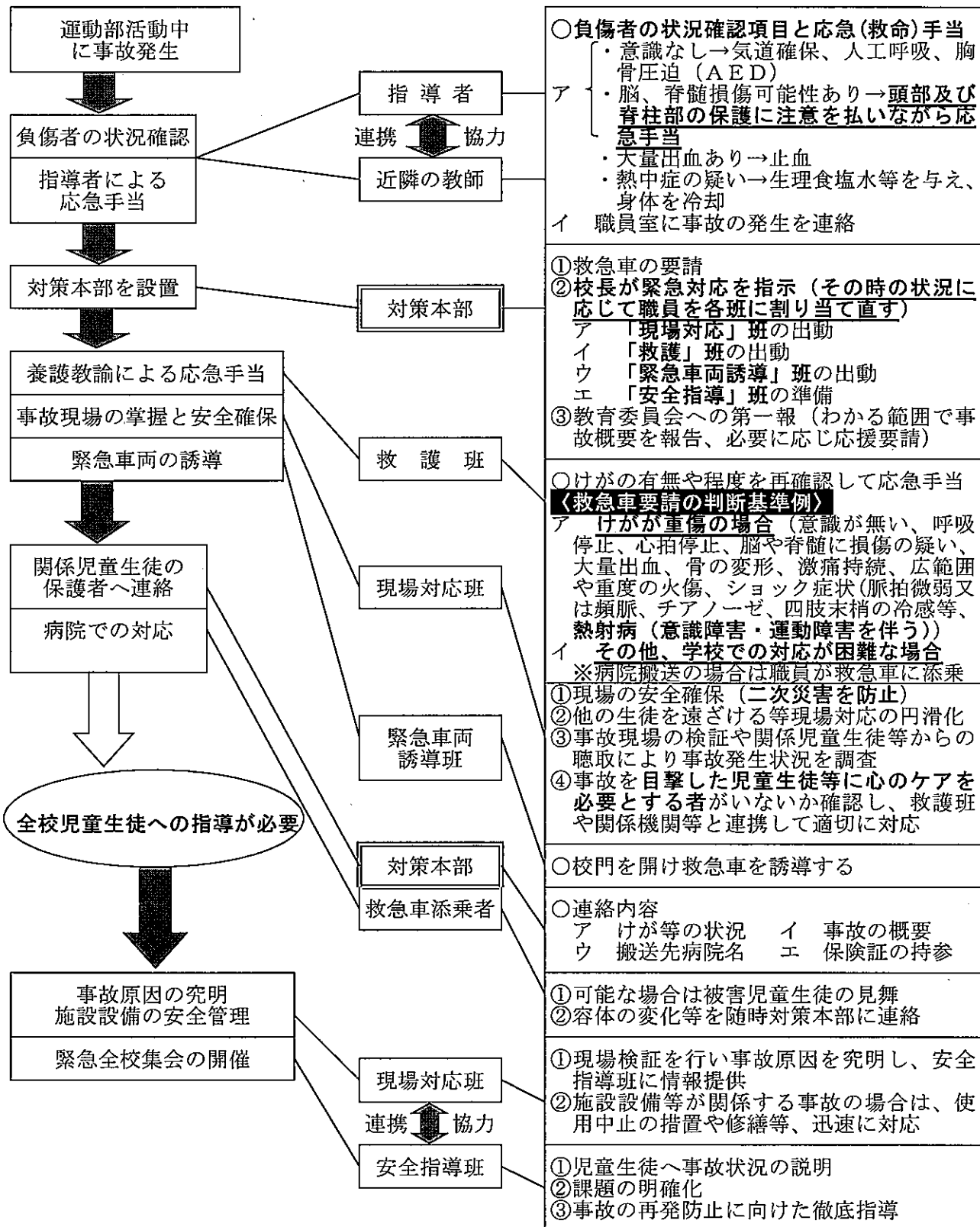
(ア) 日頃から、部活動に関する学校の方針や具体的取組について、保護者をはじめ広く地域に啓発し、理解と協力を求めておく。

(イ) 保護者への緊急連絡リストを作成しておく。

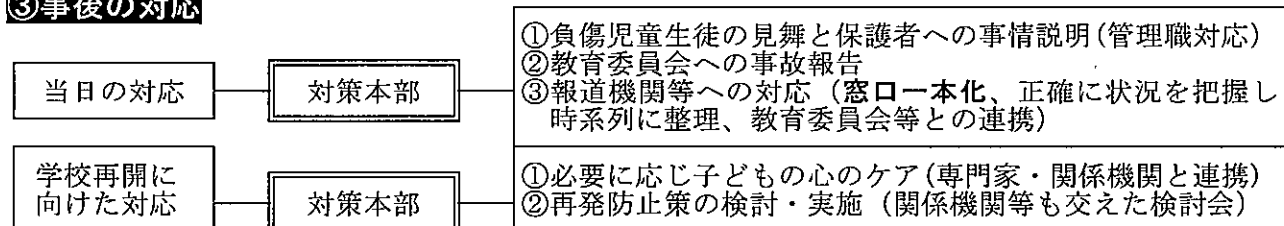
(ウ) 運動競技会や練習試合等に参加する場合は、無理のない範囲で計画を作成し、校長及び保護者の承諾を受ける。

②発生時の即時対応

[運動部活動中の事故]



③事後の対応



6 その他

具体的対応例については、いくつかの事例を示しているが、各学校においては、各学校の実情に応じて発生が想定されるその他の事例についても作成すること。

〈考えられる事故事例〉

- 地震、火災以外の自然災害
- 体育的行事中の事故
- 競技会等への移動中の交通事故
- 競技会等参加中の事故

【参考文献】

- 学校の危機管理マニュアル
ー子どもを犯罪から守るためにー（平成19年11月改訂）文部科学省
- 学校の安全管理に関する取組事例集
ー不審者侵入時の危機管理を中心にー 文部科学省
- 学校における危機管理の手引 熊本県教育委員会
- 東京都危機管理マニュアル（概要版）災害編 東京都教育委員会
- 学校の防犯マニュアル
～不審者の侵入防止と登下校時の安全確保のために～
横浜市教育委員会
- 学校安全の手引きー平成20年度版ー
大阪教育大学附属池田小学校
- 水上安全法講習教本 日本赤十字社
- 学校における水泳事故防止必携 [新訂二版]
独立行政法人日本スポーツ振興センター
- 運動部活動指導の手引（平成19年3月） 熊本県教育委員会
- 熱中症を予防しよう ー知って防ごう熱中症ー（平成15年6月）
独立行政法人日本スポーツ振興センター
- 雷から身を守るにはー安全対策Q&Aー改訂版（平成13年5月）
日本大気電気学会

【参考資料】

ヒヤリ・ハット報告書（例）

報告者 _____ 記入日：平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

①いつ	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 (____ 曜日) 午前・午後 ____ 時 ____ 分頃	
②どこで		
③何を している 時		
④ヒヤリ ハット した時 の状況		
⑤どうな った		
⑥原因 の 分析	人的要因 (該当項目に○を)	<ul style="list-style-type: none"> ・安全確認不足 ・思いこみ ・あせり ・悪ふざけ ・体調不良(含疲労) ・判断ミス ・操作ミス ・技能不足 ・ルール違反(違法行為) ・マニュアルと異なる対応 ・その他 ()
	環境要因 (施設・設備等 具体的に記入)	
	その他 の要因 (具体的に記入)	
⑦ 状況 の 補足 説明 イラスト 等		
⑧ 対策		